

NEW TOPICS

◆4月施行！「改正障害者雇用促進法」のポイント◆

昨年12月12日、厚生労働省より「平成29年 障害者雇用状況の集計結果」が発表され、民間企業における雇用障害者数(49万5,795人、前年比4.5%)、実雇用率(1.97%、前年比0.05ポイント上昇)がともに過去最高を更新したことがわかりました。

今年4月には「改正障害者雇用促進法」が施行される予定となっており、障害者雇用に対する関心はますます高まっていきそうです。

【改正点】

4月から施行される改正のポイントは以下の通りです。

①法定雇用率の引上げ

事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用することが義務付けられていますが、その率が、民間企業については現行の「2.0%」から「2.2%」に引き上げられます。

また、今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が「従業員50人以上」から「従業員45.5人以上」に変更されます(短時間労働者は1人を0.5人としてカウント)。なお、平成33年4月までにはさらに「2.3%」への引上げが予定されています。

②法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率の算定基礎の対象は、これまで「身体障害者」および「知的障害者」に限られていましたが、新たに「精神障害者」が追加されます。

なお、昨年12月22日に開催された「第74回 労働政策審議会障害者雇用分科会」において、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案が示され、精神障害者である短時間労働者に関するカウント方法に以下の特例措置が設けられることが明らかになりました。

〔特例措置の内容〕

精神障害者である短時間労働者であって、新規雇入れから3年以内の者または精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者に係る雇用率のカウントにおいて、平成35年3月31日までに雇入れられた者等については、1人をもって1人とみなす(現行は1人をもって0.5人とみなしている)こととする。

法定雇用率の引上げ等が行われることから、各企業においては、今後どのように障害者雇用に向き合っていくのかが問われることになりそうです。

◆「メンタルヘルスへの取り組み」に関する企業アンケート調査について◆

日本生産性本部が実施している「『メンタルヘルスの取り組み』に関する企業アンケート調査(第8回)」の結果から、企業のメンタルヘルスに関する動向をまとめましたのでご紹介致します。本調査は上場企業が対象となっていますが、中小企業にとっても参考となる内容です。

◇最も多い年齢層は？

「心の病」の最も多い年齢層を見ると、「40代」「30代」がそれぞれ35.8%、32.6%と3割を上回っています。これに続き「10～20代」が27.9%、「50代以上」が3.7%となっています。

2010年までの調査では、「30代」が最も多く、次いで「40代」「10～20代」「50代」と続いていましたが、2012年の調査からは、「40代」と「30代」が多く、「10～20代」、「50代」と続いています。

今回の調査結果では「10～20代」の割合がぐっと上がり、「10～40代」まで差がなくなってきたのが特徴です。

◇「心の病」の増減傾向とストレスチェック

「増加傾向」24.4%、「横ばい」59.7%、「減少傾向」10.4%と、以前の調査からは「増加傾向」は減少していますが、それと引き換えに「横ばい」が上昇しています。ストレスチェック制度については、受検者比率は90%となっており、高ストレス者の比率は10.3%となっています。これらは厚生労働省の公表している資料よりもそれぞれ高い数値となっています。

ストレスチェック制度の課題については、「集団分析結果の活かし方」(1位)、「高ストレス者への面接以外のフォロー」(2位)を挙げる企業が多くなっています。

集団分析結果の活用状況をみると、実施事務局内での共有(86.8%)は行われていますが、職場で実際に改善を行う立場にある所属長への報告が行われている企業は、半数以下(45.8%)にとどまっています。

◇調査結果からわかること

上記のアンケート結果から、求められる仕事の量が増え、仕事の質も高くなり、今までに経験したことのないような課題が増え、職場のストレスが増加している様子がうかがえます。

また、別の調査(マンパワーグループ:職場でのストレス調査)ではストレス原因の第1位として「上司との関係」が挙がっていますので、変化の激しい労働環境に柔軟に対応していくためには、管理職の育成も必要そうです。

◆3月からの協会けんぽ健康保険料率案が決定◆

平成30年度の協会けんぽ東京支部の健康保険料率は3月分(4月納付分)から、以下の通り変更となる予定です。詳細は改めてご案内致します。

【健康保険料率】※引き下げ

現 9.91% → 新 9.90%(労使折半・各 4.95%)
(健康保険料率は都道府県ごとに異なります)

◆4月以降の雇用保険料率は据え置き予定◆

平成30年度の雇用保険料率は、平成29年度の料率を据え置き、一般の事業で0.9%(事業主負担0.6%)、農林水産・清酒製造の事業で1.1%(同0.7%)、建設の事業で1.2%(同0.8%)とし、平成30年4月1日から適用される予定です。

2月の社会保険と労務

◇平成29年分の確定申告の受付は平成30年2月16日(金)から同年3月15日(木)までです。前年の主たる給与収入が2千万円を超える方や、給与所得以外の所得が20万円を超える方等が対象となり、居住地を管轄する税務署(個人事業主の場合は事業所所在地管轄の税務署でも可)に申告しなければなりません。なお、申告は対象者本人が行う必要がありますのでご注意ください。

【お断り】この欄は、相談顧問契約のお客を対象としています。労働・社会保険諸手続き、給与計算業務をご契約頂いているお客様につきましては、大部分が弊社で行わせて頂く業務になります。

編集後記

年が明けたと思いきや、もう2月に突入ですね。寒い日が続く、インフルエンザが猛威を振るっていますので、予防、拡大防止を心掛けましょう。(田中)



Tsukue・Kato Certified Social Insurance & Labor Consultant Office

机・加藤 社会保険労務士法人

Tsukue & Partners Group

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂1-9-4 ODAビル7階

TEL 03-3463-6671(代) FAX 03-3463-6672

E-mail: tsukue_sr@tsukue-partners.com

<http://www.tsukue-partners.com/>